

羽曳野労働基準監督署発表
令和7年3月19日

羽曳野労働基準監督署
電話 072-942-1308

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

～プレス機械に安全装置を取り付ける等の措置を講じていない疑い～

令和7年3月19日、羽曳野労働基準監督署（署長 みわ かずお 三輪 和生）は、株式会社吉川製作所及び同社の代表取締役を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検した。

記

1 被疑者

- (1) 株式会社吉川製作所（以下、「被疑会社」という。）
所在地 大阪府松原市三宅中
事業内容 金属プレス製品製造業
- (2) 同社代表取締役A（以下、「被疑者A」という。）

2 違反条反等

労働安全衛生法違反

同法第20条第1号

労働安全衛生規則第131条第2項

労働安全衛生規則第131条第3項

同法第27条第1項

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰）

3 事件の概要

被疑者Aは、令和6年11月7日、被疑会社工場内において、プレス機械を使用して金属の曲げ作業を行わせるに際し、同プレス機械に安全装置を取り付ける等必要な措置を講じなかったものである。

4 参考事項

- (1) 上記事件の概要に示した事実の結果、同作業に従事していた労働者がその指4本をプレス機械に挟まれ、それを切断するという災害が発生している。
- (2) 適用法条文等は別紙のとおり。

適用法条文等

労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二～三 (略)

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

- 2 (略)

(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、(略)の規定に違反した者
- 二～四 (略)

(両罰)

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

(プレス等による危険の防止)

第百三十一条 事業者は、プレス機械及びシヤー(以下「プレス等」という。)については、安全囲いを設ける等当該プレス等を用いて作業を行う労働者の身体の一部が危険限界に入らないような措置を講じなければならない。ただし、スライド又は刃物による危険を防止するための機構を有するプレス等については、この限りでない。

- 2 事業者は、作業の性質上、前項の規定によることが困難なときは、当該プレス等を用いて作業を行う労働者の安全を確保するため、次に定めるところに適合する安全装置(手払い式安全装置を除く。)を取り付ける等必要な措置を講じなければならない。
 - 一 プレス等の種類、圧力能力、毎分ストローク数及びストローク長さ並びに作業の方法に応じた性能を有するものであること。
 - 二 両手操作式の安全装置及び感応式の安全装置にあつては、プレス等の停止性能に応じた性能を有するものであること。
 - 三 プレスブレーキ用レーザー式安全装置にあつては、プレスブレーキのスライドの速度を毎秒十ミリメートル以下とすることができ、かつ、当該速度でスライドを作動させるときはスライドを作動させるための操作部

を操作している間のみスライドを作動させる性能を有するものであること。

- 3 前二項の措置は、行程の切替えスイッチ、操作の切替えスイッチ若しくは操作ステーションの切替えスイッチ又は安全装置の切替えスイッチを備えるプレス等については、当該切替えスイッチが切り替えられたいかなる状態においても講じられているものでなければならない。